

平成29年2月定例会 一般質問

答 弁 実 録

1 子供の成長について

《導入》

(1) 子供の育ちについて

ア 子供が遊ぶ空間づくりの充実について

イ 乳幼児期における親と過ごす時間の育ちへの影響について

(2) 発達障害児施策について

《導入》

ア 学校現場における発達障害児支援の課題と福祉との連携について

イ 放課後等デイサービス事業所の質の向上について

2 行政組織のあり方と運営について

(1) 県職員における非正規雇用の課題について

(2) 企業局における水道事業の経営について

(3) 公共調達のあり方について

3 地域における医療と介護を結びつける取り組みについて

自由民主党広島県議会議員連盟

畑 石 顕 司

【はじめに】

皆さん、こんにちは。自由民主党広島県議会議員連盟の畑石頭司です。

今次定例会におきまして一般質問の機会を与えてくださいました宇田議長を初め、先輩、同僚議員各位に心から感謝を申し上げます。

また、いつも力強い後押しで、私に勇気を与えてくださる、本日議場に駆けつけていただいた皆様はじめ支援者の方々に心から感謝を申し上げ、早速質問に入りたいと思いますが、本日、知事は声帯を痛めていらっしゃるようです。

声が出づらい分、心のこもった答弁をお願い申し上げます。

1 子供の成長について

《導入》

広島県教育に関する大綱そして学びの変革アクションプランでは、生涯にわたって主体的に学び、多様な人々と協働できる人材の育成が目指す姿だと位置付けられています。

その意味で、今の広島県の教育行政は一貫しており、グローバルリーダー育成校の設置は目指す姿を具現化する施設でありますし、策定された「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランは就学期以降の学びの変革につなぐ為の準備をいかに施すかという視点で各施策が描かれています。

広島県は、全国に先駆けて学びの変革を推進し、日本一の教育を子供たちに授けることができる、もしくはそのようにしたいと高らかに謳っています。

その自負たるやあっぱれではありますが、どうしても引っかかるものを感じています。

本来の教育とは、授けるものでもなければ、あるべき方向に引っ張るものでもなく、子供たちに寄り添い、成長に合わせた発達を促すことこそが目的だと考えます。

この発達を促すための環境を作っていくことが我々に求められていることであり、子供の育ちをテーマに質問をさせていただきます。

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランでは、目指すべき乳幼児期の姿について、個性に応じた発達を促すには、日々の生活環境の中での遊ぶことにこそ大きな力があると描かれており、この点は私も全く同じ意見であり高く評価しています。

しかしながら、施策の基本方針以降は、いかに教育を施すかという姿勢にいつの間にかすり替わり、具体的な施策についても教育現場を中心としたプランとなっています。

乳幼児期というのは、非認知能力や感受性をはじめ子供たちの土台をしっかり形成する時期であり、それらを育む為に施策を集中的に展開していかなければならないと考えます。

そうした土台形成に重要であるにも関わらず、推進プランで言及されていないことについて、2点お伺いします。

1 子供の成長について

(1) 子供の育ちについて

ア 子供が遊ぶ空間づくりの充実について

はじめに子供が遊ぶ空間づくりの充実についてであります。

先日、仙台にある「わかくさ幼稚園」を視察に伺ってまいりました。

3000坪にわたる砂場や遊具の充実した園庭と、木の林立した小さな小山が隣接しており、園児たちは毎日、この広大な敷地内で自分たちのおもむくままに、体を動かしたり、自然観察をしたりしながら園生活を送っています。

このように伸び伸びとした環境で育つ子供と、額ほどの広さしかない幼稚園や保育所で1日を過ごす子供では、運動神経のみならず情緒面においても、育ちに違いが出ないというのは無理があると率直に感じました。

そして、この営みが毎日繰り返される、日々の積み重ねの重みをも考えると、できるだけ「わかくさ幼稚園」のような環境を子供たちに与えてやりたいという思いが湧き上がるのは自然なことだと思います。

もちろん、都市部では、「わかくさ幼稚園」のような環境を整備することは難しいとは思いますが、しかし、毎日伸び伸びと体を動かし、自然観察ができる環境を与える努力を講じていくことは必要ではないでしょうか。

そのような課題意識があれば、幼稚園や保育所における実態がどのような状況におかれているかの把握は当然に必要と考えます。

また、幼稚園・保育所には園庭などの設置基準がありますが、設置基準以上の幼稚園や保育所には運営費の補助を支給し、環境整備の後押しをすることも考えられます。

平成29年度予算で実施予定の「森のようちえん」のような自然体験型保育に対する認証制度も、他県においては認証するだけでなく、運営費補助を支給するなど取り組みの後押しをしているところでありますが、残念ながら認証のみにとどまるのであれば、本気度を疑わざるを得ません。

そこで、幼稚園や保育所における子供の遊ぶ空間づくりの充実に向けて、園や所の実態や保護者のニーズ等については、どのように把握しておられるのかお伺いします。併せて、子供の遊ぶ空間づくりの充実について、どのように考えておられるのか、知事の御所見をお伺いします。

【答】知事

子供は、様々な環境の中で活動することを通じて、しなやかな心の働きや身体の動きを体得していくものであり、子供の健やかな成長にとって、遊ぶ空間・環境は、大変重要なものと考えております。

幼稚園、保育所などでは、安全に配慮した、一定の面積基準以上の園庭を確保して、日常的に屋外活動を行っているほか、近隣の公園や空間も活用することで、お花見やプール遊び、雪合戦など四季折々の自然と触れ合う活動を取り入れ、子供の様々な力を培っているところでございます。

こうした中、来年度、県では、自然体験活動の充実を図るとともに、県内外の子育て家庭に対し、効果的に情報発信を行い、自然体験活動への理解と信頼感の向上を図るため、自然保育に係る認証制度を導入してまいりたいと考えております。

現在、検討に当たり、県内の園所を対象に園所内での活動状況や、園所外で活動ができる場所の状況につきまして、実態を把握するためのアンケート調査を実施しているところでございます。

また、保護者のニーズにつきましては、昨年、アンケート調査を行いましたところ、園所における自然体験活動の頻度について、現状よりも多くを希望している傾向があったと

ころでございます。

今後、これらの調査結果をもとに、現状を把握するとともに来年度、有識者などによる検討会議を設け、認証制度の構築と、県の支援につきまして、検討してまいりたいと考えております。

こうした取組とともに、小規模保育など受け皿が多様化する中、場所や規模、周囲の環境など、それぞれの園所の特徴を生かしつつ、遊ぶ空間づくりの充実が図られるよう県としても取り組んでまいりたいと考えております。

1 子供の成長について

(1) 子供の育ちについて

イ 乳幼児期における親と過ごす時間の育ちへの影響について

次に、乳幼児期における親と過ごす時間の育ちへの影響についてであります。鳥取県の取り組みを例に挙げたいと思います。

鳥取県においては在宅育児をする家庭に月3万円を支給する在宅育児支援を盛り込んだ平成29年度予算が提出されているようです。

昨年公表された「とっとり型の保育のあり方研究会」報告書の中に、アンケート結果として次のことに言及がされております。

「経済的な理由や会社からの職場復帰の要請などを理由に、ゼロ歳児から保育所に入所させたい」という方もおられた一方で、そうではなく、「自分で育てたいという理由から、一定年齢までは在宅で育児をしている方が多い」という意見や、「保護者としては一定の年齢になるまで自分で育てたい」という希望があるということです。

こうした保護者の声も後押しとなり、在宅育児支援に踏み切ろうとしている経緯があるようです。

広島県においては、子育て支援と銘打ち、親への就労支援については積極的に行い、これを裏付けるようなアンケート等を取っていますが、私が議員になって2年、鳥取のような、「一定年齢までは自分で育てたい」といったニーズを把握するアンケート調査を行った結果を拝見したことはありません。

私が鳥取県を評価するのは、3万円を支給しようとしていることではなく、子供の育ちに何が必要なのかを様々な視点から検証し、施策の展開を図っていることです。

女性の活躍にばかり目を奪われ、子供の成長には何が必要なのかということは議論せず、親の隠れたニーズに光を当てていないのが今の広島県ではないでしょうか。

欲張りなライフスタイルの実現が子供の育ちの犠牲の上に成り立たないことを願うばかりです。

広島県においては、このようなニーズは、極めて少数派になるということなのでしょう。そして、乳幼児期における親と過ごす時間の育ちへの影響についてどのように考えておられるか、知事にお伺いします。

【答】知事

子供の健やかな成長のためには、親からの愛情あふれる触れ合いや語りかけなどにより、しっかりと親子の絆を育むことが非常に重要であり、乳幼児期は、その土台となる大切な時期であると認識しております。

本県では、女性の育児休業取得率は概ね90%以上の水準となっており、子供が一定の年齢になるまでの間、育児に専念したいと考える女性は多いものと考えております。

また、乳幼児期における親と過ごす時間の育ちへの影響につきましては、平成27年度の教育委員会の調査によりますと、子供と接する時間が少ないことに対して不安を抱えている保護者が一定程度いるという結果になっております。

親子の絆の形成には、女性も男性も子育てを共に担い、分かち合うことが重要であると考えておまして、長時間労働を前提とした働き方の見直しや男性も育児休業を取得しやすい職場環境の整備も重要なことと考えております。

今後も引き続き、子供の育ちに視点を置き、保護者が子育てに十分かかわることができ、次代を担う子供たちが健やかに成長する広島県の実現に全力で取り組んでまいります。

1 子供の成長について

(2) 発達障害児施策について

《導入》

次に、発達障害児施策について、お伺いします。

私たちの子供時代、周囲に何人かいたちょっと変わった子、研究の進展などによって、彼らのちょっと変わった部分の多くは発達障害と名付けられた生まれ持った特性だと分かってきました。

この発達障害の難しいところは、生まれ持った特性が外見では判別できず、躰の問題や本人の我慢が足りないからなど間違った原因把握によって対応を誤ってしまうことです。

発達障害児、特にグレーゾーンにある子供たちへの支援拡充については、次の点で、極めて重要であると考えています。

できるだけ早期に特性を見抜き、周囲の配慮や対応、また発達をいかに促してあげるかで、その子の人生を大きく左右し、良い特性を伸ばしてあげることで社会に大きく貢献できる人材として活躍でき、豊かな人生を歩むことができるだけでなく、引きこもりや虐待を未然に防ぐことが期待できます。

こういった子供に関わる環境としては、医療、教育現場、放課後等デイサービスをはじめとする発達を促すことを目的に設置された事業者、そして家庭があります。

本日は、教育現場と放課後等デイサービス事業所について問題点を指摘しつつ質問を行いたいと思います。

1 子供の成長について

(2) 発達障害児施策について

ア 学校現場における発達障害児支援の課題と福祉との連携について

教育現場における教員の発達障害への理解や対応力の向上は喫緊の課題であり、我が県においても教員の研修などを行っているところであります。

学校現場では、子供たちの個性や特性をできるだけ早期に把握し、適切な対応をすることで、本人の生きづらさを解消し、発達をサポートする必要があります。

また、子供の状況や適切なサポートを家庭及び放課後等デイサービス等の事業者と情報共有し、同じ方向で療育をしていかなければ、子供が混乱する原因にもなりかねません。

しかしながら、家庭や事業所との連携は全くの不十分であり、関係者間での役割分担もあいまいな中で、結果として現場の先生方が、療育のみならず様々な業務を背負い込まれている実情が見られます。

こうした実態が影響しているのではないかと考えますが、学校現場において作成されることとされている「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」が、しっかり作られていないとのお話を、保護者の皆さまからお聞きしております。

前年度と同じ内容であったり、親への提示がされなかったりということが散見されているようです。

これは、学校現場の先生方が恒常的に業務を抱え込み過ぎて時間が全く不足していて、計画づくりについても、形をこなすだけで精一杯だということを示していると同時に、支援計画等を作成する目的や意義が十分に認識されていないことも原因であると考えます。

また、グレーゾーンにある子供たちを早期に発見し、医療や福祉と連携していく取り組みが必要ですが、学校現場は、ある程度多数の子供たちを相手にし、カリキュラムをこなしていく必要があるため、出来る支援も限られざるを得ません。

すなわち、学校現場でできることとできないことを明確にし、できない部分は福祉部門や事業所に委ねるなど、家庭を含むそれぞれの関係者との連携を図りながら、子供の発達を促す考え方が必要であると考えます。

発達障害の施策に関わらず、広島県教育に関する大綱や先ほどの「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランにおいても、教育と福祉との連携という言葉は至る所に見受けられますが、連携と記述しただけでは絵に描いた餅になるでしょうし、実際にそうになっています。

例えばソーシャルワーカーが教育現場に配置されるようになってきましたが、極めて深刻な状況になってから対応を依頼され、もっと早期に対応を依頼されていれば取れる対応も違ったのにというケースも多いようです。

教育と福祉では行政区分では完全に縦割りであり、それを把握した上で、ソーシャルワーカーを中心に教員と福祉や事業所を結びつける機能を強化するなど子供たちへ適切な支援が行えるように具体的な連携の仕組みを提示し、現場への負担感を増さないように配慮することがトップの役目です。

そこで、学校現場における発達障害児支援についてどのような課題があり、福祉との連携を今後具体的にどのように取り組まれるのか、教育長にお伺いします。

【答】教育長

発達障害のある児童生徒に対しましては、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関や民間団体相互が緊密に連携して支援することにより、自立や社会参加を図っていくことが重要であると認識いたしております。

そのため、県におきましては、関係機関で構成する発達障害児・者支援連携委員会を設置して、発達障害児・者に対する一貫した支援体制を構築し、支援に取り組んでいるとこ

るでございます。

学校におきましては、一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ個別の指導計画や、関係機関との連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標・内容等を盛り込んだ個別の教育支援計画を作成し、その計画に基づき適切な支援を行うこととしております。

しかしながら、一部の学校におきましては、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や必要な支援の検討が組織的に行われず、支援を必要とする児童生徒の計画が必ずしも全員には作成されていなかったり、作成されていても内容が不十分であったり、十分に活用されていないなどの現状もあり、課題であると考えております。

教育委員会といたしましては、適切に計画を作成するためのポイントや、関係機関との連携モデルなどを示した資料を学校に提供すること、さらには、スクールソーシャルワーカーを活用することなどにより、学校と福祉等の関係機関との連携を強化し、発達障害のある児童生徒が生活全般にわたり必要な支援が受けられるよう取り組んでまいります。

【再質問】

教育長から、スクールソーシャルワーカーなどを活用してというお話がありました。

先ほど質問の中でも取り上げさせていただいたとおり、人を配置するだけでは、なかなか発達障害の子供達の支援に有効に結びついていない部分があると思います。

学校現場は、どうしても先生にとっては聖域化しているようなところもあって、外部から来る人に対する抵抗感のようなものがややあって、先ほど質問の中で触れさせていただいたように、極めて深刻な状況になってからようやく活用したりといったことが多々見受けられます。

そのため、こうした仕組みでやっていますと言うだけではなかなか解決しない問題であり、具体的な仕組みの構築とともに、先生方に、教育と福祉を連携させていくことが如何に重要かという意識の啓発・教育も、必要になってくると思います。

そのあたり、もう少し踏み込んで対策を取らないと、先生のやることばかりが増え、実際に、子供達のほうに目を向けるということに本来は集中しないといけないのに、そこが欠けているのではないかと思いますので、そこについてもう少し踏み込んだお考えをお聞かせいただければと思います。

【答】教育長

学校と福祉機関の連携は大変重要であると認識しており、この間を取り持つスクールソーシャルワーカーの役割は非常に大切であります。

学校や教職員がスクールソーシャルワーカーの役割や学校との関係をしっかり理解し、活用していくことは、非常に重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、スクールソーシャルワーカーの活用事例、実際にどういったことがなされているのか、どういうことが効果的であったのか、そういう事例をしっかりと紹介したいと考えており、様々な研修会の中で、そういう事例等も紹介し、学校が本当に福祉機関と、スクールソーシャルワーカーを通して連携して進めていけるように、しっかり支援をしてまいりたいというふうに考えております。

1 子供の成長について

(2) 発達障害児施策について

イ 放課後等デイサービス事業所の質の向上について

次に、放課後等デイサービスを提供する事業者については、平成24年度の制度創設後、事業所数は急激に増加しています。

一方で、事業所毎で自立支援に向けたサービスの内容等にかかなりの実力差があり、場合によっては利潤追求が目的となっている事業所も相当数あるものと言われており、国においても是正に向けた動きが始まっています。

この事態は、サービスの普及を優先した国の制度設計の甘さからきたものであり、こうした是正の動きが真面目に発達支援に取り組む事業所の経営に深刻なダメージを及ぼしかねないという意味で、腹立たしさを覚えるところです。

国の是正方針の扱い方によっては、子供の療育に真剣に取り組む小規模事業所が自然淘汰されるような事態になりかねず、その影響は支援を必要としている子供たちにしわ寄せが及ぶのです。

くれぐれもグレーゾーンの子供たちが事業所から締め出されることがないように、子供たちの健全な療育にこそ本来の目的があることをあらためて認識した上で、県としては、各事業所における経営状況と療育内容をしっかりとチェックを行い、事業者の質の向上に積極的に取り組む必要があります。

各地域には、自立支援協議会という、障害の当事者が抱える様々なニーズに対して、教育、医療、福祉などの多様な支援を継続的に行うことを目的に官民一体で協働するための組織があります。

この自立支援協議会の設置目的を考えても、県や関係機関等の指導及び支援を強化することで、教育現場と福祉の連携を強力に押し進めることはもちろんのこと、人材の研修会の実施など事業所の質向上のためにもっと機能させる必要があると考えます。

そこで、放課後等デイサービス事業所の質の向上及び教育現場などとの連携強化への仕組みづくりについて、知事に伺うとともに、優れた療育を行う事業所へのサポートについても合わせてお伺いします。

【答】健康福祉局長

障害児が通所して療育支援を受ける放課後等デイサービスにつきましては、本年1月1日現在で県内に328箇所の事業所があり、専門職員の配置が必須要件でないなど、参入が容易なことから、都市部を中心に大幅に増加しているところでございます。

こうした中、発達支援の技術が十分でないなど、サービスの質に開きがあることが課題となっており、国は昨年度、支援の質を高めるためのガイドラインを作成し、サービスの質の自己評価、学校や保護者等との連携などを求めるとともに、この4月からは、人員基準の引き上げが実施されることとなっております。

県におきましては、これまで、事業者に対する実地指導や研修会におきまして、利用者本位のサービスが提供されるようガイドラインに沿った運営を促進するとともに、今年度からは、児童発達支援管理責任者へのフォローアップ研修を新たに導入し、人材のスキルアップを図っているところでございます。

今後は、これまでの取組に加え、教育現場との連携強化策といたしまして、

- ・子どもの支援計画の学校と事業者間での相互共有、
- ・市町の自立支援協議会における福祉と教育の連携協議の場への事業者の参画などを促してまいります。

また、優れた療育を行う事業者へのサポートにつきましては、国に対して、障害特性に応じた特別なプログラムによる療育に報酬面で評価するよう要望しておりますが、県とい

たしましても、モデル的な事業所の取組をホームページ等で紹介するなどのサポートを行ってまいります。

これらの取組により、利用者が安心して、療育支援を受けられるよう、事業所における教育連携も含めた総合的なサービスの質の向上に取り組んでまいります。

【再質問】

放課後等デイサービスの総合教育の場などに参加して、教育との連携を図っていくとの答弁がありましたが、私は質問の中で自立支援協議会のことに触れました。

こちらの仕組みを活用するつもりがあるのかについてお伺いします。

【答】健康福祉局長

福祉と教育が連携していく上で、自立支援協議会の役割は大変大きいものと考えております。

そうした場合、事業所も参画させるなどさまざまなかたちで活用し、教育現場と福祉との連携を強めていくよう努めてまいります。

2 行政組織のあり方と運営について

(1) 県職員における非正規雇用の課題について

質問の第2は、行政組織のあり方と運営について、3点、お伺いします。

1点目は、県職員における非正規雇用の課題についてであります。

県においては、行政経営刷新計画に基づき、組織体制の見直しを行うなど職員定数の削減に努めてこられた結果、一般行政部門における正規職員定員数は、平成22年度の4、727人から平成27年度の4、306人へと421人の削減となっています。

一方で、同時期に非常勤職員数は、519人から728人へと209人増加をしており、事務事業の削減だけではなく、正規職員から非常勤職員へと事務の振り替えがかなり行われたことがうかがえます。

政府は「同一労働同一賃金」を掲げ、非正規労働者の処遇改善に取り組んでおり、地方自治体における待遇格差は、民間の格差よりも開きが大きいとの問題点を指摘した上で、今後、国会に制度改正の法案が提出され、待遇改善が具体化される見込みです。

また、労働者市場では、人材不足の状況にあり、正規職員とほぼ同じように働く方々を非正規職員として抱え込むことは、労働者市場と非正規職員の方々の生活、いずれに対しても悪い影響を及ぼします。

このことを考えれば、処遇改善にとどまらず、正規化への道も開く必要があるのではないのでしょうか。

そこで、県職員における非正規雇用の課題について、今後どのように処遇改善を図ろうと考えているのか、また、正規職員と同程度の時間働く非常勤職員の正規化への道を検討されるおつもりはあるか、知事にお伺いします。

【答】総務局長

本県の非常勤職員は、専門的な知識が必要な業務など、様々な業務に従事され、常勤職員と役割分担しながら、県行政を推進する上で、重要な役割を担っているものと考えております。

このため、非常勤職員の処遇の在り方につきましては、重要な課題であると認識しており、その報酬の額につきましても、業務内容に基づき、常勤職員との均衡を考慮して、設定しているところでございます。

現在、総務省におきましては、「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」の報告書において、期末手当等の支給について検討すべきであるとされたことなどを受けまして、地方自治法等の改正の準備が進められております。

今後、こうした国や他県の動向等を踏まえて、対応してまいりたいと考えております。

なお、非常勤職員の正規化につきましては、任用に当たりましての職員採用試験の適用の問題をはじめ、様々な課題があると認識しております。

2 行政組織のあり方と運営について

(2) 企業局における水道事業の経営について

続いての質問は、企業局における水道事業の経営についてであります。

県営水道事業及び市町水道事業は、県民の皆様が思っている以上に先行きの厳しい状況にあり、その対策は喫緊の課題になりつつあります。

課題は全国の自治体でほぼ共通しており、大きく2つ挙げられます。

膨大な水道管路更新費用の発生と、水道技術者の人材不足です。

この状況を受けて、国は水道事業の広域連携の検討を要請しており、我が県においても、県営水道及び市町水道事業の連携について、検討が始められたところです。

そのメリットは、広域で連携することによって、隣接した市町で管路や設備を合理化することが可能となり、設備更新などの費用削減につながると同時に、人材の融通を互いに図ることで、その場しのぎではありますが技術者不足への対応も可能となるというものです。

県及び各市町で、水道料金にバラつきがあるなど広域化への障害となる要素が多々あり、困難な道のりとなりますが、人口減少、節水時代に合った設備へのダウンサイジングが必要であり、合理化への検討を鋭意進めなければならないと考えます。

このたびの県の取り組みの方向性を支持した上で、水道事業のあり方について、質問をさせていただきます。

水道事業は、料金収入があることから、一般会計からは切り離され、企業局によって、企業経営に近い形で運営をされております。

その事業形態はシンプルで、収入面は基本的に4つしかなく、料金収入のほか、企業債、国等からの補助金、そして一般会計からの繰り入れとなります。

給水需要については、人口動態や節水傾向から頭打ちになることは十分予測可能だったはずですし、設備更新についても、耐用年数が決まっており、ボリュームの問題はあるにせよ、見通しは立っていたはずです。

一方で、水道事業は、膨大な設備投資を伴う装置産業であり、経費に占める人件費比率は低く、職員の年齢構成も明確であるにも関わらず、単年度収支で財務状況を見るがために人件費が経営を圧迫している要素と取られ、市町においては人員削減がターゲットとされた結果、今や人材不足に陥っているのであります。

このような事態に陥った原因について、企業判断によりコストの合わない地域から撤退するといった合理化が不可能な極めて公益性の高い事業に対して企業局経営を強いている、いわば国の制度の問題なのか、あるいは、減価償却費を更新費用に向けて適正に積み立てなかったり、料金を上げるべきなのに判断を見送ってきたなどの、いわば県内水道事業の運用の問題なのか、真摯に向き合い、対策を講じておくべきだったのではないかと考えます。

そこで、これまでの企業局における水道事業の経営について、どのように総括をし、その反省を踏まえ今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

【答】知事

企業局が経営する水道事業は、水源が確保できない市町に代わり、ダム開発への参画などにより広域的に水源を確保し、独立採算の経営原則のもと、昭和49年から市町へ水道用水の供給を開始いたしました。

その後、昭和59年から平成7年までは、水源開発や施設の拡張などを行う必要があったため、3年に1度の料金改定時期には、料金の引き上げを行い、投資を賄ってきたところでございます。

しかしながら、供給開始後30年近くが経過し、本県の人口は、平成10年をピークに減少に転じ、県営水道の水需要も平成13年度をピークに減少傾向となるなど、社会状況は大きく変化し、

- ・ 水需要の減少に伴う給水収益の減少、
- ・ 施設の老朽化による更新費用の増大

などにより、厳しい経営状況が見込まれたため、平成14年3月に「広島県営水道事業中期経営計画」を策定し、経営改革に取り組むことといたしました。

これに基づきまして、平成17年度からは浄水場の運転管理業務を、平成20年度からは水質検査業務についても民間委託を進めるなど、経営の効率化に取り組むとともに、平成16年度の料金見直しでは、施設の更新財源を確保するため、建設改良積立金を導入したところでございます。

その後、民間委託を進める中で、委託業務が一部業務の仕様書発注であり、民間の裁量と創意工夫による効率化が図り難いことや、職員の大量退職時期を迎えて、技術の継承が懸念されるなど新たな懸念が生じてまいりました。

こうした課題も踏まえ、一層の経営基盤の強化などに向けて、平成23年1月に今後の10年を見据えた「広島県営水道ビジョン」を策定し民間企業の経営ノウハウや人材を活用した「公民連携」の推進と受水市町との施設の最適化や事業の共同化などの「公公連携」の推進を両輪として取り組むこととしたところでございます。

公民連携の推進につきましては、平成25年度から指定管理者制度を導入し、管理運営業務の効率化を図るとともに人材の育成や技術の継承を進めているところでございます。

一方、受水市町との連携につきましては、水道事業体間での、料金や経営状況、施設整備水準などの格差の課題があり、進んでいない状況でございます。

このように、水道事業を担っております企業局では、変化する社会状況を踏まえ、経営の効率化に取り組んで、一定の改善を進めているところでございます。

しかしながら、重要なインフラであります水道事業には、給水人口のピークに合わせて整備をしてきたということや災害への対応力の強化が求められてきたという特性がございますが、人口推計などの客観的なトレンドを見据えた10年を超える長期の経営計画が、明確でない中で、施設などを整備してきた結果、現地点では施設能力が過剰になっているなど反省すべき点もございます。

今後の経営に当たりましては、長期の人口動向等を踏まえた戦略を明確にした上で、施設のダウンサイジングや効率化に取り組む必要があり、そのためにも広域連携の推進が重要となっております。

県内全ての水道事業が直面しております広域的な視点での水道インフラの再構築や人材の育成・確保などのためには、各事業体が連携して、取り組むことが極めて効果的でございますが、個々の事業体の取組には限界があるため、広域自治体である県が推進役となって水道事業の連携強化を図る必要があると認識しております。

このため、昨年10月から県庁内の関係部局で、新たな組織を設置し、県全域の広域連携の検討を開始したところであり、地域の実情を踏まえながら、各市町との協議を重ねて、県全体での水道事業の最適化を図り、長期的に持続可能なものとなるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2 行政組織のあり方と運営について

(3) 公共調達のある方について

3点目は、公共調達のあり方についてであります。

最近流行りの言葉と言えばアメリカファーストや都民ファーストではないでしょうか。当たり前の言葉ではありますが、意識していないと意外とずれてしまうものです。

私は、国や自治体の役割が今一度問われる時代を迎えているのではないかと考えています。

昨年の決算特別委員会でも要望という形で取り上げさせていただいたテーマが電力調達についてです。

個人への電力供給も自由化され、電力の安さやサービスを競う環境となりました。

県においても、入札による電力調達を拡大しつつあり、従来の電力会社よりも額面の電気料金は下がり、歳出の抑制にもつながっています。

しかし、よく考えなければならぬのは、単純な電気料金だけを比較し、歳出面のみに注目することが本当に県民生活の向上に資するのかどうかということです。

県内への設備投資額、県内での雇用、法人事業税などの税金納付、こういった要素を加味しないまま、価格のみで落札業者を決定することに疑問を感じないのでしょうか。

実際に落札業者の中には、発電設備を持たず支店や事業所すら県内に構えていない業者も見られます。

電力調達以外にも、例えば県の出先機関で文房具を調達する際、地元の文房具店ではなく、ネットで全国に展開する企業に発注をかけるということが行われています。

片方では地方創生を謳い、事業に税金を投入して活性化を模索する一方でこのようなことが平気で行われているのです。

自由公正な競争の確保と言う点から法令上制約があるのかと思い、各自治体の工夫を調べてみると、京都府をはじめ地元企業から優先調達する仕組みを構築、導入している事例は見られます。

国や自治体の支出は、経済の循環を促し、県民生活向上にいかにかに資するののかという視点が必要であり、県の入札制度にも反映をさせる必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、公共調達のあり方についてどのように考え、今後改善するつもりがあるのか、知事にお伺いいたします。

【答】会計管理者（兼）会計管理部長

本県では、物品や業務委託、公共工事等の公共調達に当たりましては、地域産業の育成等の政策目的を実現するため、

- ・県産品の優先調達
 - ・中小企業者が生産する新商品や提供する新たな役務の受注機会の拡大
 - ・地域の建設業者の確保・育成に向けた公共工事の入札契約制度の改善
- など、地域性に配慮した取組を積極的に行っているところでございます。

一方で、公共調達では競争性が求められる側面もあることから、御指摘のあった電力調達や物品調達の一部につきましては電力の自由化や新たな業態の参入などの状況変化により、競争性を発揮することが可能となったため、地元以外の企業も参入できる形での調達方法を選択し、あるいは試行しているものでございます。

公共調達につきましては、地域性と競争性のバランスに配慮することが重要であると認識しており、今後とも他県の取組も参考にしながら、例えば総合評価一般競争入札制度の活用促進を図るなど入札契約制度の不断の見直しを行い、適正かつ効果的な公共調達の推進に努めてまいります。

【再質問】

残念ながら電力などについては、地域内の業者を使うということにあまり積極的ではないとの御答弁だったですけれど、電力というのは非常にわかりやすく、発電事業者がまだ限られていて、今電力の自由化で参入している会社の多くは、電力市場から電気を買ってきて、一般の方や企業に電力を供給している、そういう意味でどちらかというところと商社のような形の会社が多いのだらうと思います。

そういう中で、先程も触れさせていただいたとおり、県内に雇用があるのかどうか、設備があるのかどうか、こういったことを加味せずに、外部の会社から、特に東京の方に本社のあるような会社が多いですけれども、そういったところから調達をするというのは、東京一極集中の是正が今叫ばれている中で、全く逆行する動きではないかと私は思っています。

先日も代表質問の中で、イノベーション推進機構、ファンドの事業について話が触れられた際に、知事の答弁の中にも、雇用であるとか、売上利益ということで、経済効果が生まれているという話があったと思います。

そういった考え方とこれは全く逆行しているのではないかと思います。

政策というのは、細部に宿らないとなかなか効果が上がってこないという意味では、本当に先程御答弁いただいたような考え方でいいのか、といった問題提起でございますので、そこは明確にお答えいただければと思います。

【答】会計管理者（兼）会計管理部長

電力調達を含めました公共調達に当たりましては、御指摘のとおり地域経済への波及効果、経済効果といったものが大変重要であると認識をしております。

このたびの電力調達に当たって、例えば低減できたコスト部分、そういったものは新たな施策等にも投資できるといった形で、経済効果が地域に対して全くないといったことではないと思っております。

そういった地域経済に対する効果、さらにその中で競争性も確保していくということも求められておりますので、先程御答弁申し上げましたように、地域性と競争性、このバランスの中で、個別の案件について判断していくべきものという風に考えております。

この点につきましては、先程御答弁申し上げましたが、他県の取組状況等も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

3 地域における医療と介護を結びつける取り組みについて

質問の第3は、地域における医療と介護を結びつける取り組みについて、お伺いします。

我が国では手厚い皆保険制度の下、医師の使命感や家族の意向などにより「本人が望まない延命治療」が行われている可能性があるのではないかと感じています。

我が国の高齢化率が25%を越え、間もなく本格的な多死社会を迎えようとしている中、救命・延命、そして病院中心の医療から、生活の質を高めながら最後までより良く生き、尊厳ある死を迎える本人本位の医療への転換が求められています。

どのような最期をどこで迎えるのか、どのような治療を望むのかといった本人の希望を書き記し、これを、かかりつけ医や家族に表明する取り組みのことを「アドバンス・ケア・プランニング」と言います。

本県においても今年度、40万円の予算をつけて、安芸地区医師会による普及事業の後押しを行っているところです。

少額予算ではありますが、このような事業に光を当てている県の姿勢に心から敬意を表します。

私の祖父も胃ろうによる延命治療を受け、寝たきりで、入院生活を長く送りました。

祖父の姿を見て、祖父はこの状態を望んでいるのだろうか、食が細り体力が失われて死を迎えるのが自然なのではないかと考えたものです。

このように、「何が望まない延命治療なのか」を判定するためには、アドバンス・ケア・プランニングのように、「患者がどのような治療を望んでいるのか」を明らかにする文化が必要です。

しかしながら現在のところ、このような取り組みは、世間一般に知られていません。

そうした中で、先進的に取り組んだ地区医師会の結果を見る限りでは、このような取り組みがあることを知れば、その必要性を理解し、実践したいという希望者は多いとのことですので、一層の普及啓発が図られるようなサポートの必要性は高いと言えるでしょう。

県も、広報を活用して全県的な啓発を行ったり、介護保険制度の地域支援事業を通じて市町による啓発を推進したり、更には介護事業者を通じて普及啓発活動が図られるよう後押しをするなど、様々な取り組みを展開するべきであると考えています。

また、これまでの取り組み事例においては、医師が患者への説明を行うケースがほとんどのようですが、今後、広く展開していった際に、多忙である医師が説明するタイミングを十分に確保できる状況にあるのか、また、そもそも医師の間で理解が進んでいない実態があるなど、現状では、取り組みの実行性が懸念される点が複数あります。

そう考えると、介護保険制度に基づいて個々の高齢者と定期的に面談等の機会を持っているケアマネジャーが地域包括ケアの枠組みの中でキーパーソンとなって、説明を行う役割を担うこととするのが、最もスムーズではないかと思えます。

ただし、かかりつけ医との意思疎通を図ることが重要であり、医師が積極的に参加する仕組みの構築が必要です。

併せて、取り巻く家族をはじめ世間一般に向けては、延命治療とはどのようなもので、患者や家族にとってどのような負担があるのかといった知識の普及も図る必要があります。

地域における在宅での医療と介護を結びつける取り組みは、まだまだ始まったばかりですが、まさにアドバンス・ケア・プランニングは、「医療を含めた地域包括ケア」実現を後押しする重要な文化創造ツールではないかと思えます。

そこで、アドバンス・ケア・プランニングの啓発並びに延命治療に関する知識の普及について、今後どのように取り組むのか、知事の御所見をお伺いします。

【答】知事

高齢化が更に進展する中、本県では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところでございます。

この地域包括ケアシステムでは、医療、介護、生活支援などの各種サービスを組み合わせ、切れ目のない支援の仕組みづくりを行っておりますが、人生の最終段階におきましては、こうした取組に加え、本人の意思が尊重された医療が提供されるとともに、希望に沿った場所で最期を迎えることが重要であると考えております。

このため、本県では、広島県地域保健対策協議会におきまして、協議を重ねて、平成25年度に、「アドバンス・ケア・プランニングの手引き」を独自に策定いたしました。

この手引きには、「もしも」の時に備え、平素から、自分の思いを家族や、かかりつけ医などと共有しておくことの大切さや意思表示の手順、具体的な記載事項などが示されており、これまで、この手引きを活用し、7箇所の地区医師会においてモデル的に実施をしていただいたところでございます。

国のガイドラインでは、人生の最終段階における医療は、一人ひとりの病気の種類や進行度合い、身体状況などが異なることから、医師等の医療従事者から適切な説明がなされ、それに基づき患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人が決定することを基本としたプロセスが最も重要であるとされております。

一方で、アドバンス・ケア・プランニングを実践している地区医師会からは、

- ・本人や家族に説明するタイミングはいつがよいか、あるいは、
- ・だれが説明するべきか
- ・具体的な説明はどのように行うべきか

などの点を定めるべきではないかといった御意見も寄せられたところでございます。

このような課題を解決し、全県展開を図るため、今年度、安芸地区医師会で、実践を踏まえた検討を行っていただいているというところでございます。今後、この結果を基に、より効果的な普及方策を検討することとしております。

県といたしましては、市町や関係団体と連携しましてアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発と実践の仕組みづくりに取り組んで、県民の皆様一人ひとりが、自らの終末期の医療の在り方について考え、人生の最期まで自分らしく生きていただくことができる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

【おわりに】

以上で、質問を終わります。

今定例会の代表質問終了後、翌日の新聞に知事を支持する会派が3、批判する会派が2という記事が載りました。

新聞社の独自の見解による記事だとしても、このような記事は本当に残念なことです。

我々は常に知事はじめ執行部に対して、是々非々のはずです。

我が会派の沖井政調会長をはじめ支持派、批判派と書かれたそれぞれの代表質問に傾聴に値すべき点が多々あったと私は思います。

知事は、人民の人民による人民のための政治が目指すべき姿だと仰いました。

私は「経世済民」を掲げています。いずれも、県民の豊かな生活を目指すという意味で同じ意味になります。

ただ、言葉の使い方が違うように、知事と私では目指す頂上への山の登り方がそれぞれ違います。

だからこそ、議会が議論の場でなければならないのだと私は思います。

私は、まだまだ議会に出させていただいてわずか2年であり、議会のイロハも分かっていませんが、これからも議会が活発な議論の場であるように、精一杯努力をして参りたいと思います。

そのような決意を申し述べさせていただき、質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。